《介護支援専門員の法定研修体系》

【注意１】
「実務経験」とは、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間内に、介護支援専門員としてケアプランの作成業務（地域包括支援センターでの予防プラン、居宅介護支援事業所での管理者業務も含む）の従事していた経験をいう。
(*1) 主任介護支援専門員研修は初めて取得した時から現在まで
【注意２】
介護支援専門員証の有効期間は、５年間である。更新を行わない場合、有効期間が失効したまま、登録名簿に登載されている。

初回の介護支援専門員の更新

介護支援専門員実務研修受講試験
↓ 合格者
介護支援専門員実務研修（87時間）
↓ 修了後、３か月以内に申請
登録（県の介護支援専門員資格登録簿に登載）
↓ 登録後５年以内に申請
介護支援専門員証の交付

実務経験がある者

実務経験６か月以上 →
【専門研修Ⅰ】
・時　間：５６時間
・対象者
○介護支援専門員の業務に従事しており、６か月以上従事した者

- 実務経験３年以上 → **【専門研修Ⅱ】**
  ・時　間：３２時間
  ・対象者
  ○有効期間満了までの期間が１年以上２年以内の者
  ○介護支援専門員の業務に従事しており、３年以上従事した者
  → 申請
- 有効期間満了までの期間が１年以内の者 → **【更新研修（専門研修Ⅱ）】**
  ・時　間：３２時間
  ・対象者
  ○有効期間満了までの期間が１年以内の者
  → 申請

専門研修Ⅰ及び専門研修Ⅱを受講しておらず有効期間満了までの期間が１年以内の者 → **【更新研修（専門研修Ⅰ）】【更新研修（専門研修Ⅱ）】**
・時　間：計８８時間
・対象者
○有効期間満了までの期間が1年以内の者
→ 申請

実務経験が無い者

介護支援専門員証の有効期間を更新する（介護支援専門員として従事する予定がある） → **【更新研修（実務未経験者）】**
・時　間：５４時間
・対象者
○有効期間満了までの期間が１年以内の者
→ 申請

介護支援専門員証の交付（有効期間の更新）

介護支援専門員証の有効期間を更新しない（有効期間満了後、業務に従事しない） → **介護支援専門員証の失効**

①登録後５年経過 → **【再研修】**
・時　間：５４時間
・対象者
①介護支援専門員証の交付を受けず、登録後５年を経過した場合
②介護支援専門員証の有効期間を満了した場合
↑ 申請

②介護支援専門員として従事する予定がある場合 → 介護支援専門員証の失効

【注意６】
有効期間が満了した場合は、介護支援専門員として従事できません。復職前に再研修の受講が必要です。

２回目以降の更新（５年ごと）

介護支援専門員の実務経験がある者

主任介護支援専門員
利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できる者のうち、諸要件を満たす者

【主任介護支援専門員研修】
・時　間：７０時間
・対象者
○前年度までに専門研修Ⅱ又は更新研修を受講した者
○介護支援専門員の業務に５年以上従事した者(*1)
→ **【主任更新研修】**
・時　間：４６時間
・対象者
○主任介護支援専門員研修を修了して３年以上経つ者
○主任介護支援専門員として指導事例がある者
→ 申請

実務経験５年以上

現在お持ちの介護支援専門員証の交付から実務経験３年以上 → **【専門研修Ⅱ】**
・時　間：３２時間
・対象者
○有効期間満了までの期間が１年以上２年以内の者
○介護支援専門員の業務に従事しており、３年以上従事した者
→ 申請

有効期間満了までの期間が１年以内の者 → **【更新研修（専門研修Ⅱ）】**
・時　間：３２時間
・対象者
○有効期間満了までの期間が１年以内の者
→ 申請

【注意３】
更新研修（実務未経験）又は再研修を修了すると、研修履歴がリセットされるため、専門研修Ⅰと専門研修Ⅱの両方の受講が必要となる。

【更新研修（専門研修Ⅰ）】【更新研修（専門研修Ⅱ）】
・時間：計８８時間
・対象者
○有効期間満了までの期間が1年以内の者
→ 申請

実務経験が無い者

介護支援専門員証の有効期間を更新する → **【更新研修（実務未経験者）】**
・時　間：５４時間
・対象者
○有効期間満了までの期間が１年以内の者
→ 申請

介護支援専門員証の交付（有効期間の更新）

更新のための研修を受けない

主任更新研修
【注意４】
ケアマネ資格の有効期間と主任資格の有効期間の両方が更新となる。
【注意５】
受講後は、介護支援専門員証と主任介護支援専門員の有効期間満了日を原則、修了日から５年後に揃えて、資格証を更新する。

令和7年3月　福島県高齢福祉課　作成